

## 看護師による特定行為の包括同意について

---

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める38行為です。特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが、実施可能であり、これを行う看護師を特定看護師といます。

特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者さんの近くにいる看護師が、医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。

### 特定行為の実施について

---

当院では、この研修を修了し、更に病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、以下の4行為の特定行為を実施しています。

#### 当院で実施している特定行為

特定行為区分	特定行為
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液投与量の調節
	脱水症状に対する輸液の補正
感染に係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時的投与

### 特定行為実施に対する包括同意について

---

上記にお示した特定行為実施への同意につきましては、包括同意をもって(この文面によって同意したものとして)、ご了承いただいたものと判断させていただきます。

ご同意いただけない場合は、医師、特定看護師または看護師長もしくは患者サポートセンターまで、お申し出下さい。ご同意いただけない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報も適切に管理いたします。

特定行為の実施に関しましては、対象の患者様には、事前に説明を行い、医師の助言や指導を受けて特定行為を行います。説明に同意した後でも、実施を拒否することができます。また、拒否した事を理由に、治療および看護上の不利益を被ることはありません。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。